

令和4年第11回農業委員会総会議事録

令和4年11月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年11月1日（火）
午後3時1分開会
2. 場 所 第四庁舎9階会議室
3. 付議事件

〔 議 案 〕

- 議案第60号 農地法第3条許可について
- 議案第61号 農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第3条）
- 議案第62号 農地法第4条許可について
- 議案第63号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について
- 議案第64号 農地法第5条許可について
- 議案第65号 農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第5条）
- 議案第66号 非農地証明について
- 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

〔 報 告 〕

- 報告第62号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第8号）
- 報告第63号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第7号）
- 報告第64号 専決処分の報告について（農地法第3条第1項本文）
- 報告第65号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）
- 報告第66号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）
- 報告第67号 申請の取下げ・許可書等の返戻について
- 報告第68号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 園 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	河 野 雅 人
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 高間 秀一 

委員 川崎 和久 

午後 3 時 1 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番川崎和久委員、18 番高間秀一委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 60 号「農地法第 3 条許可について」は 8 件でございます。

議案第 61 号「農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 3 条）」は 1 件でございます。

議案第 62 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 63 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 64 号「農地法第 5 条許可について」は 16 件でございます。

議案第 65 号「農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 5 条）」は 1 件でございます。

議案第 66 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 67 号「農用地利用集積計画の決定について」は 87 件でございます。

以上、審議件数は 118 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、23 万 8,219.72 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、

19万5,582.72平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 議案第60号農地法第3条許可について、1ページから2ページの216番までを議題とします。

○事務局（河野） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号217が該当しますが、売買価格が地域の相場より低いため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの217番までを議題とします。

○事務局（河野） 番号217を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積は3,476平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が3万864平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号219がございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 61 号農地の競売・公売による買受適格証明について、4 ページを議題とします。

○事務局（河野） 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものを言います。

本証明の審査は、農地法第 3 条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続については、承認後、入札者が買受適格証明書をもって入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に 3 条の単独申請を行い、農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号 3 を御覧ください。

本案件は、宮崎市が公売する農地の入札参加を目的としており、3 条の権利取得者

としての要件を満たしていることから、願出人からの証明願を議案として上程しております。

なお、入札日時は11月15日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第62号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、全ての案件において追認案件となりますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第63号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、6ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 10 を御覧ください。

本案件は、宮崎市大字広原の農地を一般個人住宅にする目的で農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 41 年 8 月 20 日、昭和 45 年 6 月 10 日にそれぞれ許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も露天駐車場に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、8 ページの議案第 64 号番号 190 番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 64 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否か

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 184 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字瓜生野在住の農家、受人は宮崎市大字大瀬町在住の個人です。申請地は、宮崎市大字大瀬町にあります宮崎北中学校から北に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にコンクリートブロック壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 186、8 ページの番号 187 です。

なお、番号 186 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地の一部を露天駐車場として利用し、今回新たに事務所等を建築したく追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 185 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字有田在住の個人、受人は宮崎市新城町に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から北に約 200 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、境界から 1 メートル距離をとることで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

います。

また、同様に「農振農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、8ページの番号188です。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページから9ページの190番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号188についてお尋ねしたいと思います。受人は総合支所の農林建設課になっておりますが、通常は、工事を請け負う業者が受人となって、一時転用の許可を取っていたと思います。今回、何故、総合支所がこういう許可を取らなければいけないのかをお尋ねしたいと思います。以上です。

○事務局（前田） 御質問についてお答えいたします。

今回の転用申請については、場所が田んぼの中の水路の改修工事ということで、隣接する田んぼを通路として使わないとその工事ができないという立地的な特殊性がございます。まだ業者を選定していない状態とのことですが、まずは工事用の通路を確保するための一時転用の申請が行われているところです。今回の案件は、道路、農業用排水施設、その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設ではないという判断で申請を受理したところです。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 申請番号197と、198についてお伺いしたいと思います。この案件について、私どもは現地調査に行ったところですが、これは法人が農地を取得していて、その法人が転用をかけるというようなことでした。元々は、営農目的で農地を取得されたと思うのですが、我々が現地に行ったときには、分譲地、宅地のような状況でありましたので、これは当初から宅地転用が目的で取引があったのではないかというふうに思ったんです。法人の農地取得の条件というのはどんなものがあるか、それを教えていただきたいと思います。例えば何年以上は耕作しないと転用はできません等のきまりがあるのかないのか。それから、一般法人が農地を取得するためには、ただ定款を変え、農業も行うというような定款にすれば農地取得ができる制度になっているのかどうか。加えて、今回申請を行っている法人の本業は一体何なのかというところが分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○事務局(前田) 御質問についてお答えします。

まず、農地所有適格法人の要件ですけれども、大まかに、事業要件、議決権要件、役員要件といったものがございます。事業要件というのが、法人の全ての売上げのうち、農業及び関連事業の売上げが全体の過半を占めること、議決権要件といたしましては、農業関係者の議決権が総議決権の過半を占めること、役員要件としましては、

役員の過半数が法人の農業の常時従事者、役員または重要な使用人のうち1人以上が法人の農作業に従事すること、といったことがあります。

今回の申請番号197番関連につきましては、この法人は、令和2年12月に農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しており、毎事業年度決算終了後3カ月以内に報告書を出していただくように案内を行っております。この法人につきましては、事業年度が終わったばかりですので、法人報告書は未提出の状況でございますが、提出されれば、事業要件などの要件を報告書を見ながら確認いたしまして、要件を満たさない場合には、農地所有適格法人の要件を満たしていないということになりますので、事務局といたしましても、例えば所有している農地を譲渡させるなど、そういった指導等を行うことになろうかと思っております。以上です。

○23番（蛭原委員） 私が伺いたかったのは、法人が農地として利用する目的で取得した農地を、農地として利用しなくても良いのであれば、その法人が転用などで何でもできることになるのではないかということです。例えば10年間は農地として利用しなければならない等の縛りはないのかが知りたいです。

もう1つは、決算書を見ないと分からない項目がいっぱいあるようなんですけれども、この法人の本業は何かというのは、その決算書を見ないと申請段階では分からないのでしょうか。聞きたかったのはその2つです。よろしくお願ひします。

○事務局（川越） 蛭原委員の御質問なんですけど、何年農地として利用しなければならないという縛りはございません。ただ、適切に3条で取得されたということは、当然農地として耕作するために買われたということですので、期間的なところ、例えば買われて半年もしないうちに転用を行うとか、そういうような話になると、実際耕作されていたか等の確認はさせていただいて、もし耕作していないようであれば、そもそも3条の趣旨から外れてしまいますので、そこについては、やはり耕作はやってもらわなければならない、という話はさせていただいているところです。厳密に言うと、耕作を絶対しなければならない等、法律上にそういった記載はありませんが、3条の趣旨を御理解いただいて、きちんと耕作をしてもらうように話はさせていただいているところであります。

この法人ですが、定款を確認させていただき、内容的には、農業を主体とした法人

の定款、事業目的にはなっております。その他の事業、例えば不動産業等についての記載はございませんでした。

あと、法人報告につきましては、令和2年12月3日に農地所有適格法人として3条で農地を取得しております。その後、令和3年11月30日に賃貸借で新たに農地を借りているところがございます。今現在、令和4年11月ということで、約1年たっているんですが、法人報告につきましては、令和3年11月30日、去年の今頃に、法人報告書と同等の書類を出していただいて、内容を確認させていただいたうえで、令和3年の3条申請を受理したところです。以上です。

○23番（蛭原委員） 事務局の言われることは重々分かりました。ただ、取得した農地をそのまま農地として利用せずに宅地として分譲して売るといふ何となくすっきりしないところがあるものですから、どうしても聞きたかったのですが、それは致し方ないことだというのは分かりました。以上です。

○事務局（川越） 確かに現場を見ていただいたとおり、分譲地というような形になっております。改めて説明させていただくと、市道側の2区画については、法人が取得する前に、個人間で転用の申請、許可をしております。その後、法人が取得した後に、今年の8月に一般個人住宅、通路、法人用の農業用露天資材置場として3区画申請しております。今回、残り2区画を一般個人住宅として申請しております。整理しますと、今回の2区画の分を含めて、合計5区画を法人が取得した後に転用しております。また、現場は調整区域ではなく、特に建築の制限がないので、宅地としても開発がしやすいというところもありますので、恐らくそういったところも踏まえた上で業者が、法人に売買の話をされたのではないかなと思っております。説明は以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 65 号農地の競売・公売による買受適格証明について、12 ページを議題とします。

○事務局(前田) 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明します。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものを言います。

本証明の審査は、農地法第 5 条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書をもって入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に 5 条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号 4 を御覧ください。

願出人は宮崎市大字富吉在住の個人です。物件の所在は、宮崎市大字富吉にあります宮崎西インターチェンジから北西に約 150 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、願出人が宮崎市が公売に出している農地を落札した場合、当該地を露天資材置場として利用する計画にしています。当該地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で「第 3 種農地」となります。当該地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲に土留めを設け土砂流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理する計画であることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しています。

なお、入札日時は 11 月 15 日の午前 10 時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 66 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局（川越） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について説明いたします。

番号 9 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、10 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 67 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 44 ページの 641 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、14 番持原義信委員、23 番蛭原安徳委員の退室を求めます。

(14 番持原義信委員、23 番蛭原安徳委員退室)

○事務局（藤岡） 議案第 67 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、14 ページの番号 181 番から 26 ページの番号 202 番までの 22 件でございます。

利用権設定につきましては、27 ページの番号 614 番から 44 ページの番号 641 番までの 28 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 4 件、賃借権の再設定が 9 件、新規設定が 11 件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

14 番持原義信委員、23 番蛭原安徳委員の入室を求めます。

(14 番持原義信委員、23 番蛭原安徳委員入室)

○議長（松田） 次に、45 ページから 66 ページの 679 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、45 ページの番号 642 番から 66 ページの番号 679 番までの 37 件でございます。

なお、66 ページの番号 679 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が
買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） お伺いしたいのは、申請番号 645 番から 660 番までです。これ
は受人が法人となっていますけれども、経営農地が一切ありません。そして、今回取
得する土地を全部足してみると 2 万 2,000 平米。この法人は、農業経験のない法人で
はないかなと思うのですが、この法人の実態や営農計画についてお伺いしたいと思
います。よろしく申し上げます。

○事務局（川越） 当該法人については、農地所有適格法人に該当するかしらないかと
いうところを確認させていただいております。まず、定款についてですが、定款上は、
種苗の生産及び仕入れ・販売、農産物の生産、仕入れ・加工・販売等、主に農業を
目的とした法人になっております。農地所有適格法人の要件は満たしているというこ
とで、確認させていただいたうえで売買を行っております。説明は以上です。

○23 番（蛭原委員） これも先ほどの質問と同じですね。定款上、法律上、農地を取
得することが認められた法人になり、農地を買う資格があるので、農業委員会とし
ては、議案として上程しているということですね。取得後の農地が間違いなく農地と
して管理されていくか、というようなことの追跡調査等を行うのでしょうか。

○事務局（川越） 農地所有適格法人に該当しますので、年 1 回の法人報告を出して
いただくような形になります。先ほどの説明が足りなかったのですが、愛媛県宇和島
市に親会社がございます、親会社のほうで苗の販売を行っているとのこと。宮
崎市内に、苗の販売を行う業者が少ないというところで、新規参入してきたというよ
うな話は伺っております。説明は以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 62 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 63 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 18 件でございます。

報告第 64 号は、農地法第 3 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 65 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 8 件でございます。

報告第 66 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 67 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 68 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 17 件でございます。

なお、報告第 62 号、第 63 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 64 号、第 65 号、第 66 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和4年第11回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時54分閉会